

○パートナーシップ宣誓書受領証等の提示により利用可能となる行政サービス等

令和7年4月1日時点

区分	制度・サービス名	概要・利用方法	受領証の提示	問い合わせ先
救急	傷病者搬送証明書の交付	救急自動車等で医療機関等に救急搬送された事実について証明書の交付を、本人に代わりパートナーが申請できる。	要	備北地区消防組合 TEL:0824-63-1191 FAX:0824-63-3446
暮らし	課税証明書等の交付	課税証明書等の交付について、本人の代わりにパートナーによる申請ができる。 ※パートナーが同居の場合に限る。	要	市民部 課税課 TEL:0824-62-6122 FAX:0824-62-6345 E-mail: kazei@city.miyoshi.hiroshima.jp
	納税証明書等の交付	納税証明書等の交付について、本人の代わりにパートナーによる申請ができる。 ※パートナーが同居の場合に限る。	要	市民部 収納課 TEL:0824-62-6127 FAX:0824-62-6352 E-mail: shunou@city.miyoshi.hiroshima.jp
	市営住宅の入居申込み	市営住宅等へ入居できる。	要	総務部 財産管理課 TEL : 0824-62-6161 FAX : 0824-62-6137 E-mail : zaisan@city.miyoshi.hiroshima.jp

※制度ごとに所定の要件があります。